

平成26年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組（概要）

平成26年10月29日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

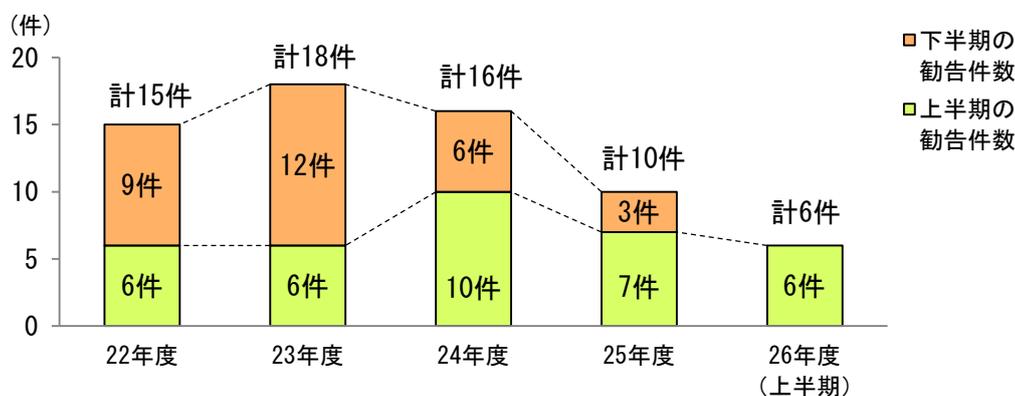
1 下請法違反行為に対する勧告等

(1) 平成26年度上半期（4月～9月）の勧告件数は6件（前年度上半期は7件）。
全て製造委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が5件、返品が2件、買ったたきが1件^(注)。

(注) 1つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

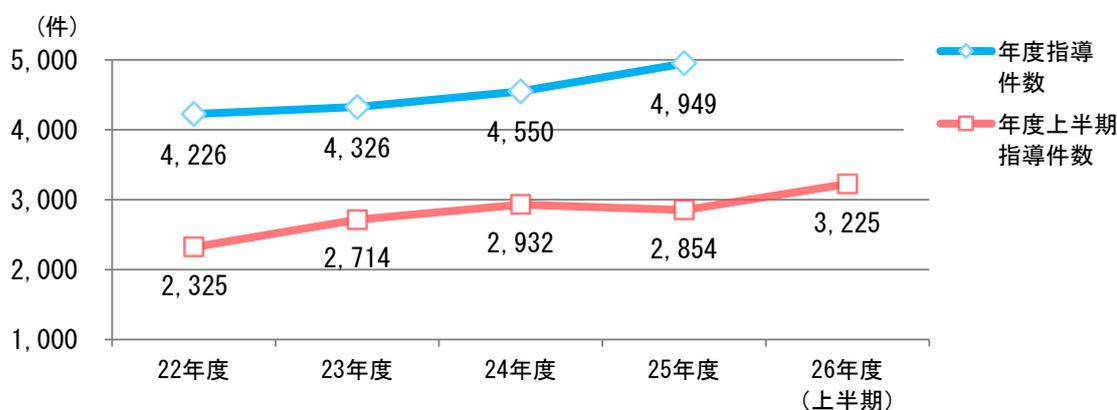
【勧告件数の推移】



(注) 各年度の勧告事件については参考資料参照

(2) 平成26年度上半期の指導件数は3,225件（前年度上半期は2,854件）。

【指導件数の推移】



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部
下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）
企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2及び第3関係）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>
(下請法に係る相談・申告等 <http://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>)

2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、下請代金の減額分の返還等、総額4億9266万円分の原状回復が行われた（前年度上半期は4億8065万円分）。

違反行為類型	返還等を行った親事業者数	返還等を受けた下請事業者数	返還等の金額
減額	46名 [72名]	900名 [1,829名]	2億5008万円 [4億1630万円]
返品	2名 [1名]	64名 [2名]	2億2304万円 [21万円]
支払遅延	38名 [64名]	662名 [1,005名]	1276万円 [6348万円]
買ったたき	1名 [—]	2名 [—]	657万円 [—]
不当な経済上の利益の提供要請	1名 [2名]	3名 [30名]	19万円 [64万円]
有償支給原材料等の対価の早期決済	1名 [—]	1名 [—]	0万円 [—]
合計	89名 [139名]	1,632名 [2,866名]	4億9266万円 [4億8065万円]

(注1) []内の数値は、前年度上半期のものである（該当がない場合を「—」で示した。）。

(注2) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

第2 企業間取引の公正化への取組

1 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。平成26年度上半期においては、50回の講習会を実施した。

(2) 下請法応用講習会

下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。平成26年度上半期においては、3回の講習会を実施した。

(3) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。平成26年度上半期においては、小売業者等向けに5回の講習会を実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談

地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、下請法等に係る相談を受け付けており、平成26年度上半期においては、下請法等に係る相談3,478件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う相談会を実施している。平成26年度上半期においては、3か所で実施した。

3 取引実態調査等

(1) 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査

食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引について、小売業者等(500名)及び製造業者等(3,000名)を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した(平成26年6月20日)。

調査結果によると、調査対象取引の10.8%において、価格交渉等において不利な立場に立つこととなる原価構成や製造工程に係る情報の開示を取引条件とするものなど、プライベート・ブランド商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。また、調査対象取引の8.8%において、協賛金等の負担の要請といった上記の取引条件の設定等に係るもの以外の優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。

(2) 荷主等と物流事業者との取引に関する実態調査

荷主10,000名及び物流事業者25,000名に対して調査票を送付した(平成26年7月31日)。

第3 今後の取組

1 下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

2 下請法違反行為の未然防止

(1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。平成26年度においても、一般公募を実施して、「信用は 適正払いの 積み重ね」をキャンペーン標語として選定し、47都道府県62会場(うち公正取引委員会主催分25都道府県30会場)において講習会を実施することとしている。

(2) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、平成26年10月末に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

平成26年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組

平成26年10月29日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

平成26年度における書面調査は、これまでに資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,982名を対象に実施したところであり、今後、当該親事業者と取引のある下請事業者に対する調査を実施する予定である。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

平成26年度上半期（平成26年4月から9月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第1表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は3,445件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが3,401件、下請事業者等からの申告によるものが44件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は3,423件であり、このうち、3,231件について、下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

(7) 勧告（第1図参照）

勧告件数は6件であり、全て製造委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が5件、返品が2件、買ったたきが1件であり、その概要は別紙1のとおりである^(注)。

(注) 1つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(4) 指導（第2図参照）

指導件数は3,225件であり、このうち2,346件が製造委託等に係るもの、879件が役務委託等に係るものであった。指導を行った主な事件の概要については別紙2のとおりである。

第1表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
合計	3,401 [3,264]	44 [34]	0 [1]	3,445 [3,299]	6 [7]	3,225 [2,854]	3,231 [2,861]	192 [308]	3,423 [3,169]
製造委託等	2,462 [2,219]	36 [19]	0 [1]	2,498 [2,239]	6 [5]	2,346 [1,953]	2,352 [1,958]	120 [196]	2,472 [2,154]
役務委託等	939 [1,045]	8 [15]	0 [0]	947 [1,060]	0 [2]	879 [901]	879 [903]	72 [112]	951 [1,015]

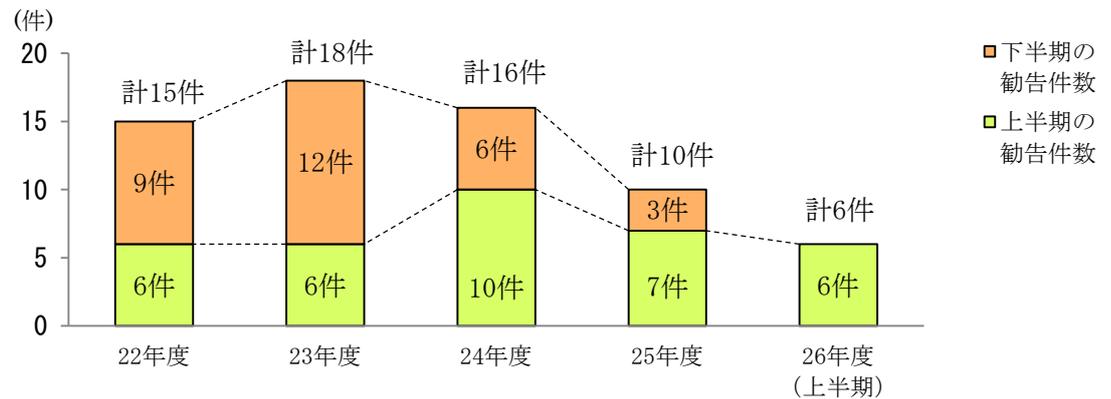
(注1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

(注3) 勧告又は指導を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

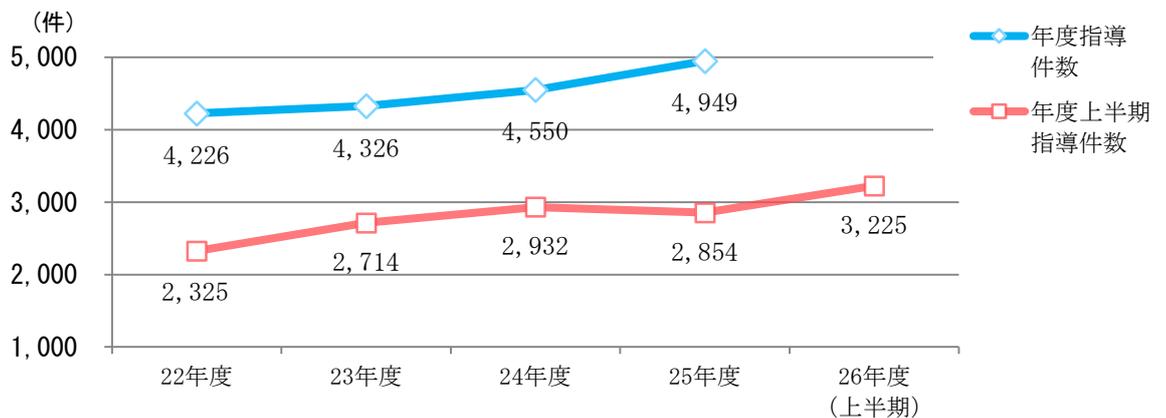
(注4) []内の数値は、前年度同期の件数である。

第1図 勧告件数の推移



(注) 各年度の勧告事件については参考資料参照

第2図 指導件数の推移



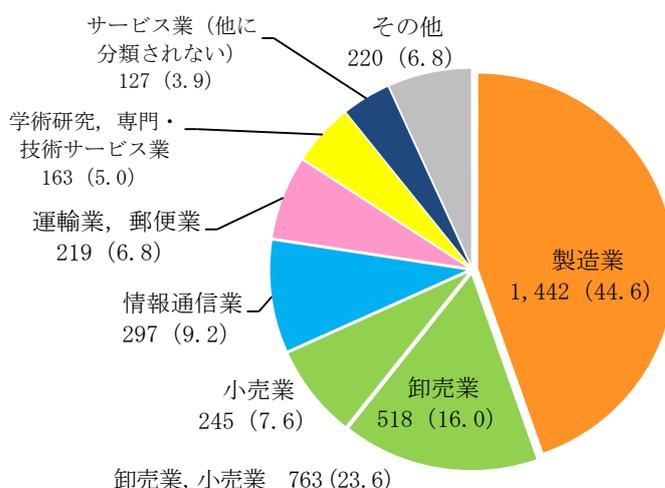
ウ 措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）を業種別にみると、①製造業の件数が最も多く（1,442件、44.6%）、②卸売業、小売業（763件、23.6%）、③情報通信業（297件、9.2%）がこれに続いている（第3図参照）。

なお、製造業に対する措置件数（1,442件）の内訳としては、金属製品製造業（158件、11.0%）、生産用機械器具製造業（156件、10.8%）、はん用機械器具製造業（95件、6.6%）等となっている（第4図参照）。

第3図 措置件数（3,231件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]

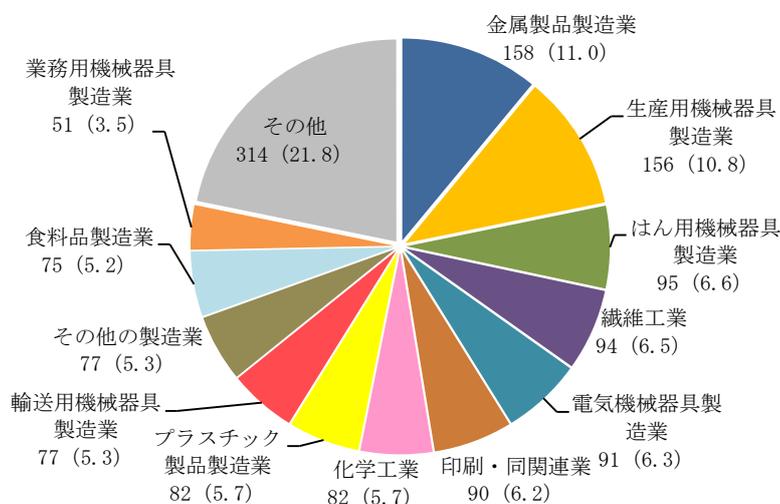


（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

（注2）（ ）内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

第4図 製造業に対する措置件数（1,442件）の内訳

[単位：件，（%）]



（注1）内訳の業種は、日本標準産業分類中分類による。

（注2）（ ）内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

(2) 下請法違反行為の類型別件数 (第2表参照)

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反(下請法第3条又は第5条違反)が2,675件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反(下請法第4条違反)が2,496件となっている(第5-1図参照)。

イ 実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が1,516件(実体規定違反行為の類型別件数の合計の60.7%)と最も多く、次いで、②買ったたき(469件, 18.8%), ③減額(207件, 8.3%)となっており、これら3つの行為類型で全体の8割以上を占めている(第5-2図参照)。

ウ 手続規定違反件数及び実体規定違反件数を業種別にみると、いずれも、①製造業の件数が最も多く、②卸売業、小売業がこれに続いている(第6-1図及び第6-2図参照)。

第2表 下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件, (%)]

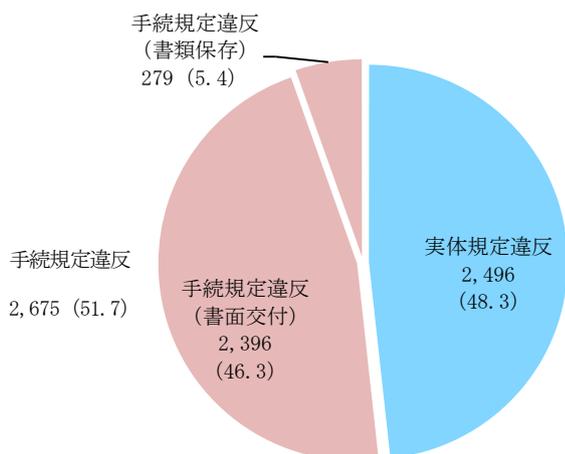
	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
合計	2,396 [2,382] (89.6)	279 [583] (10.4)	2,675 [2,965] (100.0)	15 [28] (0.6)	1,516 [833] (60.7)	207 [143] (8.3)	8 [14] (0.3)	469 [40] (18.8)	21 [43] (0.8)	34 [28] (1.4)	135 [143] (5.4)	82 [16] (3.3)	9 [31] (0.4)	0 [0] (-)	2,496 [1,319] (100.0)	5,171 [4,284]
製造委託等	1,819 [1,661] (89.6)	212 [390] (10.4)	2,031 [2,051] (100.0)	13 [19] (0.7)	1,017 [502] (54.4)	172 [113] (9.2)	8 [14] (0.4)	398 [34] (21.3)	17 [23] (0.9)	34 [27] (1.8)	127 [130] (6.8)	77 [14] (4.1)	8 [18] (0.4)	0 [0] (-)	1,871 [894] (100.0)	3,902 [2,945]
役務委託等	577 [721] (89.6)	67 [193] (10.4)	644 [914] (100.0)	2 [9] (0.3)	499 [331] (79.8)	35 [30] (5.6)	0 [0] (-)	71 [6] (11.4)	4 [20] (0.6)	0 [1] (-)	8 [13] (1.3)	5 [2] (0.8)	1 [13] (0.2)	0 [0] (-)	625 [425] (100.0)	1,269 [1,339]

- (注1) 1つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。
- (注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれている。
- (注3) []内の数値は、前年度同期の件数である。また、()内の数値は、各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100とならない。

第5-1図

類型別件数 (5,171件) の内訳

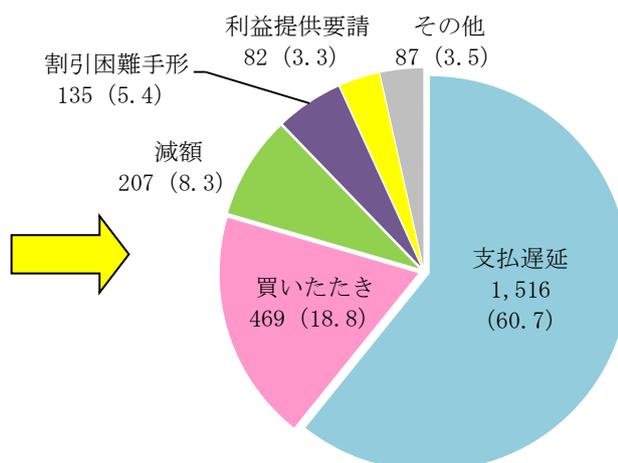
[単位: 件, (%)]



第5-2図

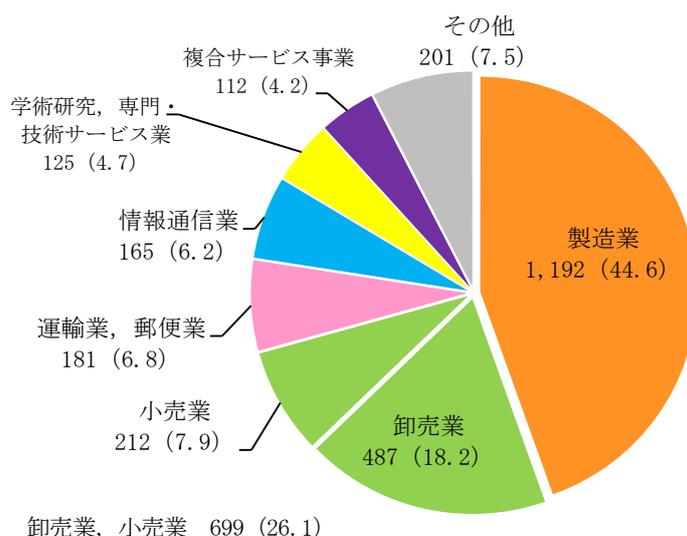
実体規定違反件数 (2,496件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]



第6-1図 手続規定違反件数 (2,675件) の業種別内訳

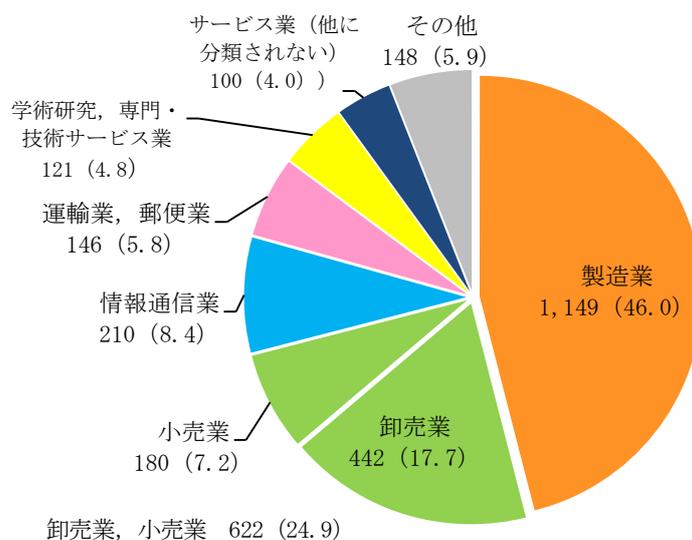
[単位：件，(％)]



(注) () 内の数値は手続規定違反件数に占める比率である。

第6-2図 実体規定違反件数 (2,496件) の業種別内訳

[単位：件，(％)]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者89名から、下請事業者1,632名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額4億9266万円分の原状回復が行われた(第3表参照)。

原状回復額を業種別にみると、①卸売業、小売業が最も多く(4億1813万円, 84.9%)、②製造業(5867万円, 11.9%)がこれに続いている(第7図参照)。なお、平成22年度以降の原状回復額の推移については第8図のとおりである。

第3表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

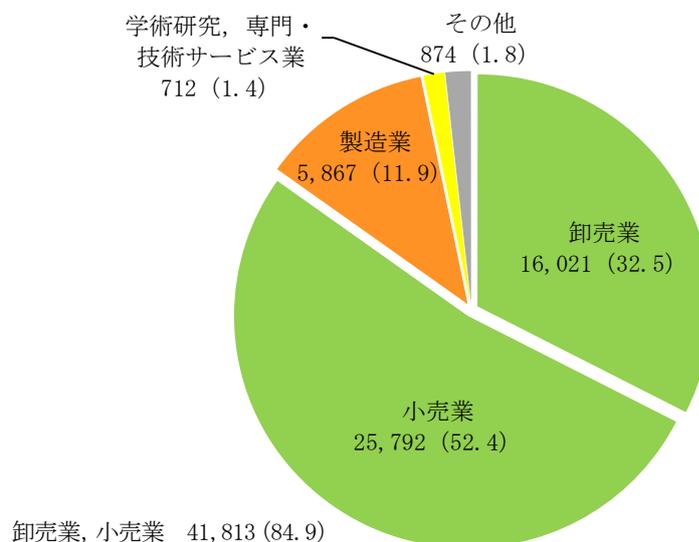
違反行為類型	返還等を行った親事業者数	返還等を受けた下請事業者数	返還等の金額
減額	46名 [72名]	900名 [1,829名]	2億5008万円 [4億1630万円]
返品	2名 [1名]	64名 [2名]	2億2304万円 [21万円]
支払遅延	38名 [64名]	662名 [1,005名]	1276万円 [6348万円]
買ったたき	1名 [-]	2名 [-]	657万円 [-]
不当な経済上の利益の提供要請	1名 [2名]	3名 [30名]	19万円 [64万円]
有償支給原材料等の対価の早期決済	1名 [-]	1名 [-]	0万円 [-]
合計	89名 [139名]	1,632名 [2,866名]	4億9266万円 [4億8065万円]

(注1) []内の数値は、前年度上半期のものである（該当がない場合を「-」で示した。）。

(注2) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

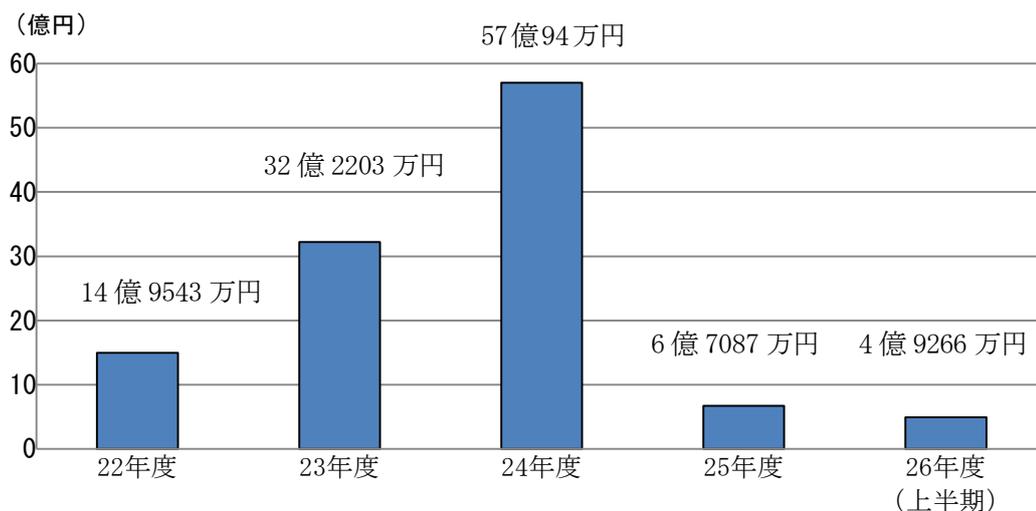
第7図 原状回復額（4億9266万円）の業種別内訳

[単位：万円，(%)]



(注) () 内の数値は原状回復額全体に占める比率である。

第8図 原状回復額の推移



第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成26年度上半期の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。

平成26年度上半期においては、50回の講習会を実施した。

(2) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成26年度上半期においては、3回の講習会を実施した。

(3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成26年度上半期においては、小売業者等向けに5回の講習会を実施した。

なお、近年、下請法における卸・小売業者によるプライベート・ブランド商品等の製造委託に係る勧告事件の件数・割合が大きくなっていることを踏まえ、小売業者等向けの業種別講習会において、プライベート・ブランド商品等の製

造委託に係る下請法上の問題について注意喚起を行っている。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 26 年度上半期においては、3,478 件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 26 年度上半期においては、3 か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

平成 26 年度上半期においては、全国の商工会議所で従事する経営指導員向けの研修会等へ 48 回講師を派遣するとともに、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布等を行った。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 26 年 3 月末時点の下請取引等改善協力委員は 153 名である。

平成 26 年度上半期においては、6 月から 9 月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙 3 のとおりである。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 26 年度上半期においては、事業者団体等へ 27 回講師を派遣するとともに、下請法等に係るパンフレット、物流分野における取引の公正化に関する DVD 等の資料を配布した。

5 取引実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法上問題となる個別の違反行為に対し、

厳正に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

(1) 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査

公正取引委員会は、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引について、小売業者等（500名）及び製造業者等（3,000名）を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成26年6月20日）。

調査結果によると、調査対象取引の10.8%において、価格交渉等において不利な立場に立つこととなる情報の開示を取引条件とするものなど、プライベート・ブランド商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。具体的な行為の内容についてみると、製造業者等からの回答数が最も多かったのは、「原価構成や製造工程に係る情報など、開示することにより価格交渉等において不利な立場に立つこととなる情報の開示を取引条件として設定するもの」であった。

また、調査対象取引のうち8.8%において、上記の取引条件の設定等に係るもの以外の優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。具体的な行為の内容についてみると、製造業者等からの回答数が最も多かったのは、「協賛金等の負担の要請」であった。

調査結果を踏まえ、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の製造委託を行う小売業者等が優越的地位の濫用行為等を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、小売業者等向けの業種別講習会を実施している。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/jun/140620.files/140714.honbun.pdf>

(2) 荷主等と物流事業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成26年度上半期においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主10,000名及び物流事業者25,000名を対象に調査票を発送した（平成26年7月31日）。

第3 今後の取組

公正取引委員会は、平成26年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが、現下の経済状況において、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について重点的に取り組むこととする。

1 下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

2 下請法違反行為の未然防止

(1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成26年度においても、一般公募を実施して、「信用は 適正払いの 積み重ね」をキャンペーン標語として選定し、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分25都道府県30会場）において講習会を実施することとしている。

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/141001hyougo.files/141001hyougo.pdf>

(2) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成26年10月末に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

平成26年度上半期における勧告事件

① 株森創に対する件（平成26年6月27日）	
親事業者	(株)森創
事業内容	ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機の部品の製造業等
下請取引の内容	ぱちんこ遊技機等の部品の製造，ぱちんこ遊技機等の部品の設計図の作成等
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「顧客からの値引き要請を理由とする値引き」として，下請代金の額から一定額を減じていた（平成25年5月～平成26年2月）。</p> <p>イ 「業績悪化を理由とする値引き」として，下請代金の額から一定額を減じていた（平成24年10月及び11月）。</p> <p>ウ 「仕入値引」として，下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年3月～平成26年1月）。</p> <p>エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に，下請代金の額から自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を減じていた（平成24年3月～平成25年2月）。</p>
減額金額	下請事業者69名に対し，総額4806万7400円 【勧告前に返還済み】

② 株ヒマラヤに対する件（平成26年6月27日）	
親事業者	(株)ヒマラヤ
事業内容	スポーツ用品等の小売業
下請取引の内容	スポーツ用品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>① 【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 自社の店頭小売価格の引下げを行った時点で店頭在庫として残っていた下請事業者の給付について，「クリアランス値引き」として，下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成25年1月～3月）。</p> <p>イ 「オンライン利用料」として，下請代金の額から一定額を減じていた（平成24年3月～平成25年11月）。</p> <p>ウ 下請事業者から受領した給付について，複数の伝票に分けて消費税相当額を計算し，その際，伝票ごとに1円未満の端数を切り捨てていた（平成24年3月～平成26年1月）。</p> <p>エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に，自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた（平成24年4月～12月）。</p> <p>② 【返品（第4条第1項第4号）】</p> <p>下請事業者の給付を受領した後，販売期間が終了したことを理由として，在庫商品を下請事業者に取り寄せていた（平</p>

	成24年3月及び4月)。
① 減額金額	下請事業者45名に対し、総額1969万5336円 【勧告前に返還済み】
② 返品相当金額	下請事業者2名に対し、総額8389万601円 【勧告前に返還済み】

③ ㈱サンリブに対する件 (平成26年6月30日)	
親事業者	㈱サンリブ
事業内容	食料品、日用雑貨品等の小売業
下請取引の内容	食料品、日用雑貨品等の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】</p> <p>ア 「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成23年6月～平成26年1月)。</p> <p>イ 「達成リベート」として、一定期間における納入金額 (製造委託された商品以外の納入金額を含む。) の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成23年6月～平成25年2月)。</p> <p>ウ 上記ア又はイの額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払わせた場合に、その振込手数料を支払わせていた。</p> <p>エ 「EOS情報料」として、下請代金の額から一定額を減じていた (平成23年6月～平成26年1月)。</p>
減額金額	下請事業者25名に対し、総額6508万1058円

④ ㈱大創産業に対する件 (平成26年7月15日)	
親事業者	㈱大創産業
事業内容	日用品等の小売業
下請取引の内容	日用品等の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>① 【返品 (第4条第1項第4号)】</p> <p>販売期間が終了したこと、売行きが悪いこと及び受領後6か月を経過したことを理由として、下請事業者の製造した商品を受領した後、商品を引き取らせていた (平成24年5月～平成25年10月)。</p> <p>② 【買ったたき (第4条第1項第5号)】</p> <p>商品の売行きが悪いことを理由として、発注前に下請事業者と協議して決定していた予定単価を約59パーセントから約67パーセント引き下げた単価を定めて発注した (平成24年11月～平成25年11月)。</p>
① 返品相当金額	下請事業者62名に対し、総額1億3915万7024円 【勧告前に返還済み】
② 予定単価との差額	下請事業者2名に対し、総額657万8897円 【勧告前に返還済み】

⑤ 北雄ラッキー(株)に対する件 (平成26年8月20日)	
親事業者	北雄ラッキー(株)
事業内容	食料品等の小売業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】</p> <p>ア 「月次リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成24年10月～平成26年3月)。</p> <p>イ 「指定月リベート」として、自社が指定する月の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成24年11月～平成26年1月)。</p> <p>ウ 「本部手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成24年10月～平成26年3月)。</p> <p>エ 「割戻金」として、1年間分の下請代金の額の合計額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた (平成25年4月及び平成26年4月)。</p> <p>オ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引くこととしていたところ、インターネットバンキングを利用することによって振込手数料が下がった後も、従来どおりの振込手数料を差し引いていたことにより、実際の振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた (平成24年10月～平成26年4月)。</p>
減額金額	下請事業者20名に対し、総額1695万6919円 【勧告前に返還済み】

⑥ (株)マルシヨクに対する件 (平成26年8月28日)	
親事業者	(株)マルシヨク
事業内容	食料品、日用雑貨品等の小売業
下請取引の内容	食料品、日用雑貨品等の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】</p> <p>ア 「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成24年5月～平成26年1月)。</p> <p>イ 「達成リベート」として、一定期間における納入金額 (製造委託された商品以外の納入金額を含む。) の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成24年5月～平成25年2月)。</p> <p>ウ 上記ア又はイの額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払させた場合に、その振込手数料を支払わせていた。</p> <p>エ 「EOS情報料」として、下請代金の額から一定額を減じていた (平成24年5月～平成26年2月)。</p>

減額金額	下請事業者24名に対し、総額2981万4207円
------	--------------------------

平成 26 年度上半期における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種	概 要
繊維・衣服等卸売業	衣類の生地を製造を下請事業者に委託している A 社は、発注時に下請事業者に交付している「発注書」に記載した「納期」に下請事業者からの給付を受領しなかった。

（注）「業種」は、原則として日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
生産用機械器具製造業	金型の製造を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月 10 日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の支払代金については、最長 9 日の支払遅延が生じることとなった。
機械等修理業	船舶用機器等の修理を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
織物・衣服・身の回り品小売業	靴の製造及び修理を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
各種商品小売業	食料品の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者に対し、「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
金属製品製造業	金物の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。

業 種	概 要
木材・木製品製造業	木材製品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

業 種	概 要
飲食料品卸売業	食料品の製造を下請事業者に委託しているH社は、同社が誤発注したことを理由として、下請事業者に責任がないのに、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。

5 買ったとき（第4条第1項第5号）

業 種	概 要
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
生産用機械器具製造業	廃棄物処理装置の部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に見積りをさせ単価を決定したときに予定していた納期よりも短い納期としたにもかかわらず、単価の見直しをせず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

6 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業 種	概 要
金属製品製造業	自動車部品の製造及びプレス加工を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、有償で原材料等を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

7 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
機械器具卸売業	電子計測器等の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（135日）手形を交付していた。
繊維工業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（122日）手形を交付していた。

8 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業 種	概 要
飲食料品卸売業	食料品の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、自社が開催するキャンペーンへの協賛金等を要請し、提供させていた。
金属製品製造業	ステンレス製品のプレス加工等を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該プレス加工を大量に発注する時期を終えた後、当該プレス加工の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業 種	概 要
洗濯業	顧客から請け負う衣類等のクリーニングを下請事業者に委託しているa社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の衣類等の下請代金については、最長9日の支払遅延が生じることとなった。
その他の事業サービス業	小売業者等から請け負う店舗等の清掃、点検及び警備を下請事業者に委託しているb社は、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているが、自社の顧客への請求額を早期に確定させるため、締切日を前倒しすることにより、下請事業者に対し、下請事業者が役務を提供してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、一部の下請代金については、下請事業者が役務を提供してから60日を超えて支払っていた。
その他の事業サービス	消防用設備の保守点検を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業 種	概 要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているd社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
印刷・同関連業	広告の制作を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者と合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

業 種	概 要
技術サービス業	設計図の作成を下請事業者に委託しているf社は、下請代金の額を定めずに発注し、納品された後に下請事業者と十分な協議をすることなく、下請事業者の見積価格を下回る単価で一方向的に下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	概 要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているg社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の物品販売部門が販売する食料品等を購入させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
廃棄物処理業	電気設備の修理、設計等を下請事業者に委託しているh社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等の現状、平成 26 年 4 月に実施された消費税率の引上げ後における転嫁等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等の現状

- アベノミクスに期待感を抱いているものの、報道にあるような景気回復を実感することはなく、恩恵を受けている大企業と異なり、中小零細企業は依然として厳しい状況にある。
- 消費税率の引上げ後は、引上げ前の駆け込み需要と比較しても思ったほど売上げの落ち込みはなかったが、先行きは不透明である。
- 最近の円安・ドル高傾向のため、海外から輸入している原材料の調達コストが上昇しているが、調達コストが上昇した分を、取引先への代金に転嫁することは難しい。
- 最近の円安傾向や現地の人件費の上昇等により、海外で製造する場合と国内で製造する場合の価格差が小さくなってきたため、海外から国内の製造業者に委託先を戻すという国内回帰の動きが見られるものの、請負価格は海外企業に製造を委託していた際の低い価格を提示されることがある。
- 電気料金の値上げにより、製造コストの上昇といった深刻な影響を受けているが、取引先になかなか値上げを認めてもらうことができない。
- 最低賃金の引上げへの対応や人手不足の中で人材を確保するための賃金引上げなどにより人件費が上昇しているが、取引先に対して人件費上昇分を代金に上乗せした条件で交渉しても、なかなか理解を得られない。
- 道路貨物運送業において、荷主から委託の発注内容には含まれていない倉庫への搬入業務等をサービスとして無償で行うよう要請され、行わざるを得ないことがある。
- 一部のホテル、広告代理店、量販店等は下請法及び優越的地位の濫用規制に対する理解が低く、いまだにディナーショーのチケットやクリスマスケーキ等の購入を要請されることがある。
- 親事業者の電子受発注システムについて、下請事業者は当該システムを利用したいわけではないにもかかわらず、親事業者が導入していることから利用せざるを得ず、システム利用料を負担させられるという話を聞いている。

- 災害等の緊急事態を想定して策定するBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）について、今後、BCPを策定しなければ親事業者と取引できない状況となった場合、実際の災害時に供給が再開されるまでに時間を要する製品については、下請事業者の負担で在庫を一定程度抱えておかなければならないといった問題が生じ得るのではないかと懸念している。

2 消費税率の引上げ後における転嫁等

- 取引先とは従来から本体価格で価格交渉を行っており、消費税は外税として取り扱ってきたことから、今回の消費税率の引上げに際して、消費税率の引上げ分を転嫁できないといった問題が生じることはなかった。
- 消費税率の引上げに当たっては、業界として転嫁カルテル及び表示カルテルの届出を行ったこともあり、消費税の引上げ分を転嫁できないということはなかった。また、外税表示が認められたことや、公正取引委員会等、政府が一丸となって各業界に対して消費税転嫁対策特別措置法の積極的なPR活動を行ったことなども、功を奏しているものと思う。
- 取引先である小売業者に対する販売価格について、外形的には消費税率8%の消費税分を転嫁できているものの、一方で本体価格が引き下げられているという話を聞いている。
- 消費税率の引上げ前の駆け込み需要が終わり、消費が冷え込んできたときに、取引先である小売業者から、一般消費者への販売価格を引き下げる原資としてリベートが要求されるなど、何らかの形で納入業者に負担を求める動きが出てくるのではないかと懸念している。

3 その他

- 以前は、取引先が新店舗をオープンする際に、取引先からオープン準備のために従業員を無償で派遣するよう要請されることがあったが、公正取引委員会がそのような要請に対して措置を採ったことから、無償の派遣要請がなくなり、旅費や日当等が支払われるようになった。
- 親事業者の中には、日々の取引における自社の行為が下請法に違反していないか定期的取引先の下請事業者に対してアンケート調査を実施しているところがあり、コンプライアンス意識の高い事業者が増えていると感じる。

- 親事業者に対する下請法違反や消費税転嫁対策特別措置法違反の勧告が大きく報道されることで、ほかの事業者に注意を促すことになり、これが取引の適正化につながっていると考えます。今後も、違反行為に対する勧告を積極的に公表してもらいたい。
- 移動相談会に参加して、下請法上問題となり得る行為等の知識を得ることができました。今後、仮に取引先からの要請が違法なものだと分かれば、断ることもできると思う。今後も、下請事業者が公正取引委員会に対して気軽に相談できるよう取り組んでももらいたい。

下請法違反勧告事件一覧(平成21年4月1日以降)

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
21- 1	(株)ゼロ	役務 修理	H21.4.16	減額(原価低減等)	28	33,477,511		
21- 2	(株)ダイゾー【措置請求】	製造	H21.4.21	減額(販売奨励金等)	5	76,260,558		
21- 3	(株)マルハニチロ食品	製造	H21.4.24	減額(協賛金等) 不当な経済上の利益の提供要請(販売 対策協力金等)	19	19,668,979	22	17,095,550
21- 4	(株)不二工機	製造	H21.6.23	減額(原価低減)	3	13,127,565		
21- 5	東光商事(株)	製造	H21.6.24	減額(歩引き)	104	24,161,351		
21- 6	ニチュ物流(株)	役務	H21.6.30	減額(取扱手数料)	6	16,737,291		
21- 7	市田(株)	製造	H21.8.6	減額(仕入値引等, 金利引)	92	56,866,934		
21- 8	(株)大仙	製造 情報 役務	H21.8.7	減額(値引)	71	21,294,627		
21- 9	(株)キング	製造	H21.10.21	減額(歩引)	69	25,556,089		
21- 10	(株)アスコ	情報 製造	H21.12.15	減額(決算協力値引き等, 金利引)	27	10,995,429		
21- 11	コイズミ物流(株)【措置請求】	役務	H22.1.27	減額(取扱手数料)	30	37,151,656		
21- 12	諸星運輸(株)	役務	H22.1.27	減額(値引き等)	3	17,832,868		
21- 13	丸真(株)	製造	H22.1.29	減額(歩引, 金利引)	15	17,934,880		
21- 14	(株)とりせん	製造	H22.2.2	減額(仕入割戻金等)	32	10,666,388		
21- 15	ルビコンエンジニアリング(株)	製造	H22.3.24	減額(協力値引き等)	27	10,867,771		
22- 1	日産サービスセンター(株)【措置請求】	役務 修理	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822		
22- 2	日本エース(株)	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887		
22- 3	(株)ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880		
22- 4	(株)ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891		
22- 5	(株)ハニーズ【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等)	115	136,182,776		
22- 6	(株)エスエスケイ	製造 修理	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493		
22- 7	トステムビバ(株)	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し等)	51	51,839,842		
22- 8	ドギーマンハヤシ(株)【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金等)	12	31,374,686		
22- 9	タキヒヨー(株)【措置請求】	製造	H23.1.11	減額(歩引)	131	83,956,812		
22- 10	いすゞ自動車中国四国(株)	修理 製造 役務	H23.1.21	減額(レス等)	72	73,221,775		
22- 11	(株)キタムラ	製造	H23.1.27	減額(値引き)	6	17,324,960		
22- 12	旭食品(株)	製造	H23.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(PB特 別ご協賛等)			59	41,752,429
22- 13	(株)プレステージ・インターナショナル	役務	H23.3.18	減額(協会会費)	503	236,236,471		
22- 14	(株)マックハウス	製造	H23.3.29	減額(歩引き等) 返品(返品再納品)	5	57,577,265	3	139,856,353
22- 15	(株)西鉄ストア	製造	H23.3.30	減額(商品割戻し等)	22	53,696,850		
23- 1	センコー(株)【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等) 不当な経済上の利益の提供要請(割り 戻し金)	101	172,575,395	53	22,800,433
23- 3	(株)ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遡及適用)	69	70,302,042		
23- 4	木下工業(株)	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
23- 5	郵船ロジスティクス(株)	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
23- 6	王子運送(株)	役務	H23.9.30	減額(割戻金等)	193	55,264,594		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
23- 7	(株)タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(下段)	11	4,336,120	14	162,805,789
							10	2,772,000
23- 8	(株)協和	製造	H23.12.7	減額(販促協賛等)	34	20,306,149		
23- 9	(株)サンエス	製造	H23.12.21	減額(本部レポート等) 有償支給原材料等の対価の早期決済	109	463,323,216	11	2,490,529
23- 10	(株)チヨダ	製造	H24.1.13	減額(歩引, 事務手数料等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(広告 協賛金)(下段)	20	102,089,137	18	50,462,930
							3	19,360,595
23- 11	(株)高山	製造	H24.1.18	減額(特別条件, センターフィ等)	35	23,090,492		
23- 12	(株)イヤサカ【措置請求】	修理	H24.1.24	減額(値引き)	97	30,018,315		
23- 13	はるやま商事(株)	製造	H24.1.25	減額(オンライン基本料, 超過保管料金 等) 返品	153	59,481,436	63	1,033,321,966
23- 14	(株)たち吉	製造	H24.3.2	受領拒否 減額(カタログ製作協賛金, 仕入歩引 等)	34	76,701,096	26	38,466,752
23- 15	八木兵(株)	製造	H24.3.13	減額(協賛金等)	23	67,847,667		
23- 16	(株)大創産業【措置請求】	製造	H24.3.27	減額(歩引)	178	279,462,435		
23- 17	福岡造船(株)	製造 情報	H24.3.28	減額(割引料)	24	13,460,514		
23- 18	トーハツマリーン(株)	製造	H24.3.30	減額(遡及適用等)	14	29,286,066		
24- 1	(株)コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
24- 2	(株)ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
24- 3	(株)マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額(月次レポート等)	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ(株)	製造	H24.6.29	減額(手数料等)	36	19,773,581		
24- 6	(株)ジュニア	製造	H24.7.20	減額(歩引)	55	15,008,485		
24- 7	(株)ライトオン	製造	H24.9.7	減額(レポート等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(下段)	7	16,213,730	11	123,642,360
							8	2,795,700
24- 8	(株)パレモ	製造	H24.9.20	減額(値引等) 不当な経済上の利益の提供要請(発注 データの入力作業)	10	23,272,972	11	5,391,750
24- 9	(株)ニッセン	製造	H24.9.21	減額(事務手数料) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(下段)	133	14,108,202	102	28,410,799
							75	405,600
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	減額(エリアバイイング等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品 の組合員テスト費用)(下段)	449	2,563,317,863	6	4,844,920
							24	2,621,889
24- 11	藤久(株)	製造	H24.11.12	減額(仕入割引等)	78	74,146,867		
24- 12	フジモリ産業(株)	製造	H24.12.14	減額(金利引振込)	15	15,136,963		
24- 13	(株)サンゲツ【措置請求】	製造	H25.2.12	減額(見本帳協力金等) 不当な経済上の利益の提供要請(自社 のショールームに展示するためのインテ リア製品)	63	557,010,481	38	4,782,722
24- 14	(株)TBK	製造	H25.2.26	減額(遡及適用等)	59	36,412,290		
24- 15	(株)山櫻	製造	H25.2.27	減額(販売協力金)	16	35,070,349		
24- 16	(株)フェリシモ	製造	H25.3.29	受領拒否(注3)			88	86,082,291

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
25- 1	旭流通システム(株)	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減効果が生じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	(株)日本旅行	役務	H25.4.26	減額(下請事業者が手配した海外旅行者数に一定数を乗じて得た額等)	18	30,180,173 (注4)		
25- 3	三共理化学(株)	製造	H25.5.21	減額(支払時値引, 協力金)	6	11,461,447		
		修理						
25- 4	JNC(株)	製造	H25.6.6	減額(遡及適用)	2	35,089,268		
25- 5	(株)ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額(仕入割戻)	12	172,865,514		
25- 6	(株)マルショウエンドウ	製造	H25.6.28	減額(歩引)	21	40,996,060		
25- 7	アズワン(株)【措置請求】	製造	H25.8.9	減額(カタログ協賛値引, 仕入値引)	68	27,387,532		
25- 8	(株)トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(生協センターフィ協力費等)			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業(株)	製造	H26.1.30	減額(歩引)	26	11,191,521		
25- 10	(株)ショーエイコーポレーション	製造	H26.2.27	減額(値引)	24	21,807,038		
		情報						
26- 1	(株)森創	製造	H26.6.27	減額(顧客からの値引き要請を理由とする値引き等)	69	48,067,400		
		情報						
26- 2	(株)ヒマラヤ	製造	H26.6.27	返品(上段)	45	19,695,336	2	83,890,601
				減額(クリアランス値引き, オンライン利用料)				
26- 3	(株)サンリブ	製造	H26.6.30	減額(基本レポート, 達成レポート等)	25	65,081,058		
26- 4	(株)大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段)			62	139,157,024
				買ったたき(下段)				
26- 5	北雄ラッキー(株)	製造	H26.8.20	減額(月次レポート, 指定月レポート等)	20	16,956,919		
26- 6	(株)マルシヨク	製造	H26.8.28	減額(基本レポート, 達成レポート等)	24	29,814,207		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。

(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。